

大分大学医学部附属病院ボランティアの受入れに関する細則

平成21年3月25日制定

平成21年医学部附属病院細則第4-32号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部附属病院規程（平成16年医学部規程第1-22号）第16条の規定により、ボランティアの受入れに関する業務等に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この細則において「ボランティア」とは、第4条第2項で登録された者のうち、大分大学医学部附属病院（以下「本院」という。）においてボランティア活動を行う者をいう。

(ボランティアの活動)

第3条 本院におけるボランティアは、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 外来患者に対する診療科等への案内に関すること。
- (2) 車椅子利用者に対する車椅子の手配及び介助に関すること。
- (3) 申込手続の補助等に関すること。
- (4) その他病院長が必要と認めるもの。

(ボランティアの登録等)

第4条 本院においてボランティア活動を行おうとする者は、あらかじめボランティア登録申請書により、病院長に申請するものとする。

- 2 病院長は、本院の業務及びボランティア活動に支障がない場合に限り、ボランティアの受入れを許可するものとする。この場合において、ボランティアは、ボランティア登録台帳に所要事項を記載の上、登録するものとする。
- 3 病院長は、ボランティアとして登録した者に対し、ボランティア活動許可証を交付する。
- 4 ボランティアに登録した者は、原則としてボランティア保険に加入し、その加入証の写しを病院長に提出するものとする。

(健康診断)

第5条 病院長は、ボランティアの登録をしようとするときは、必要に応じ健康診断を実施するものとする。

- 2 病院長は、ボランティアに対し、毎年1回定期的に健康診断を実施するものとする。

(ネームプレート等の着用)

第6条 ボランティアは、本院においてボランティア活動を行うときは、ボランティア活動許可証を携帯するとともに、所定のネームプレート及び被服を着用しなければならない。

(辞退及び取消し)

第7条 ボランティアは、自己の都合によりボランティアを辞退するときは、あらかじめ病院長に対し、その旨を申し出るものとする。

- 2 病院長は、ボランティアが本院において、思想的活動、宗教的活動、政治的活動等を行った場合又は当該ボランティア活動が本院の業務に支障があると認められる場合は、ボランティアの登録を取り消すことができる。

(規程等の遵守)

第8条 ボランティアは、本院においてボランティア活動を行うときは、国立大学法人大分大学の内部規則及び職員の指示に従うものとする。

(ボランティアに係る審議機関)

第9条 ボランティアの受入れ等に関する審議は、大分大学医学部附属病院サービス・国際化推進委員会において行う。

(感謝状の授与)

第10条 病院長は、ボランティアに対し、活動状況に応じて感謝状を授与することができる。

(事務)

第11条 ボランティアに関する事務は、医学・病院事務部医事課において処理する。

(雑則)

第12条 この細則に定めるもののほか、ボランティアの受入れに関して必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則

- 1 この細則は、平成21年3月25日から施行する。
- 2 大分大学医学部附属病院ボランティアの受け入れに関する要項（平成16年4月1日制定）は、廃止する。

附 則（平成28年医学部附属病院細則第4－8号）

この細則は、平成28年6月1日から施行する。